

令和5年度の主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

○令和5年度の研修対象者

修了年度	研修名	研修修了年月日	主任介護支援専門員 有効期間満了日
平成30年度	主任介護支援専門員研修	平成30年12月12日	令和5年12月11日
	主任介護支援専門員更新研修	平成30年9月19日	令和5年9月18日
令和元年度	主任介護支援専門員研修	令和元年12月11日	令和6年12月10日
	主任介護支援専門員更新研修	令和元年9月20日	令和6年9月19日

○受講要件

当該研修修了日から令和5年3月31日までに、次の1～5のいずれかに該当する者

- 介護支援専門員に係る法定研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者**
 - ① 実務研修の見学・観察実習指導者（主任介護支援専門員）は、2年の実績があること
- 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等（表1）を年間4回以上受講した年が2年以上ある者※**
 - ① 「年間」とは4月1日から翌年3月31日をまでを1年間と数えること（年度単位）。
 - ② 前回の主任更新研修をみなし受講者として受講した者について、すでにカウントした法定外研修はカウントできない。
- 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- 上記1～4以外で、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者（表2）

※ なお、令和6年度以降の主任介護支援更新研修については、上記2について、年間4回以上受講した年が1年以上あればよいものとする。

【表1】 法定外の研修等：研修時間は概ね2時間以上で、講師による研修であること

	主催者 (研修実施機関)	研 修	備 考
1	香川県	(1) 地域別主任介護支援専門員連絡勉強会 (2) フォローアップ研修会（県全体）	令和4年度まで 令和元年度まで
2	香川県 (香川県介護支援専門員協議会)	(1) 自立支援を見据えたアセスメント強化研修会 (2) 介護支援専門員の資質向上研修会 (3) 施設介護支援専門員資質向上研修会	県委託事業
3	香川県介護支援専門員協議会	(1) 講演会 } 介護支援専門員の資質向上 (2) 研修会 } に関する内容	専門職団体会員向け 年4回程度
		(3) 合同研修会（歯科医師会、その他） * 介護支援専門員が <u>ケアマネジメント等を実施する上で必要な内容</u> であること。	専門職団体会員向け 年1回程度
4	市町地域包括支援センター	研修会（講師による研修） * 介護支援専門員が <u>ケアマネジメント等を実施する上で必要な内容</u> であること (社会資源等情報提供は除く)	各市町で設定 (市町が受講証明可能な研修)
5	かがわ健康福祉機構研修部	施設介護支援専門員専門研修	年1回
6	日本ケアマネジメント学会	日本ケアマネジメント学会	専門職団体会員向け
7	日本介護支援専門員協会	(1) 研修会 (2) ブロック研修会	専門職団体会員向け
8	高松市指定居宅介護支援事業者 連絡協議会	リーダー職員研修会 (対象：主任介護支援専門員)	

※開催についての詳しい内容は主催者にお問合せください。

【表2】

「(5) 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者」とは、次の推薦基準のいずれかに該当する者のうち、県または市町が推薦する者とする。

① <u>市町が実施する介護支援専門員を対象とした研修会の講師等資質向上に関わっている者。</u>	i) 研修の講師及びファシリテーター等の役割を務めている者。
	ii) 市町で事例検討会等でのケアプランの指導をしている者。
	iii) 市町が実施するケアプランチェックについて支援等している者（市町の依頼）。 <u>ただし、ケアプランを行っている部署で勤務する者を除く。</u>
② <u>主任介護支援専門員としての活動を積極的にしていると認められる者。</u>	i) 同行支援事業等で新任期の介護支援専門員に対するアドバイザーとして活動している者。
	ii) 地域別主任介護支援専門員連絡勉強会等の主任介護支援専門員を対象とする研修会の企画運営を実施している者（参加のみは除く）。

